補足説明資料

石油コンビナート地帯が浸水した場合の危機管理について

鈴鹿川水系　資料1－2

□鈴鹿川が氾濫して石油コンビナート地帯が浸水した場合に備えて、各事業者がどのような備えを行っているのかを把握しておく必要があるのではないか

□石油コンビナート地帯に氾濫した場合に、河川管理者としての危機管理をどう考えるのか

■H17.8のハリケーン・カトリーナによる浸水により、石油タンクが浮力で浮き上がり、移動したことによって、大量の重油が流出
■当該区域も石油化学関連の企業が集積しているため、ひとたび氾濫すると同様の災害が想定され、各企業の操業停止により、日本経済に与える影響は甚大
■事業者においては、石油コンビナートの特殊性に鑑み、地震・津波への対応を主眼として石油等が流出が拡大しないような対策等、災害の発生や拡大の防止に努めている
■河川管理者においては、石油コンビナート等防災本部会議などで、河川氾濫による浸水被害の危険性について情報提供を行い、防災に向けた取り組みを働きかけるとともに、洪水氾濫等による災害や危険物質の流出など重大な二次災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備や維持管理に努める

ハリケーン・カトリーナによる浸水被害

■H17.8.25にアメリカのフロリダ半島に上陸・横断したハリケーン・カトリーナはメキシコ湾を抜け、勢力を増した上で、29日にニューオリンズに再上陸し、甚大な被害が発生
■浸水により石油タンクが浮力で浮き上がり、移動したことによって、Murphy石油会社の石油コンビナートから約4,000m^{3}の重油が流出。この他にも、10万ガロン（455m^3）以上の油が流出した箇所は5箇所以上あり、全体として約27,000m^{3}以上の油が流出
■災害後の油や危険物質の調査は、国家応急対応計画（NRP）に基づいて、連邦政府のEPA（Environment Protection Agency）が主務となり、関係機関が協力して対応している

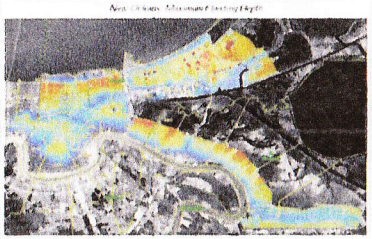

浸水区域図（ニューオリンズ市部分）
出典：シンポジウム「伊勢湾台風とハリケーン・カトリーナに学ぶ」発表資料

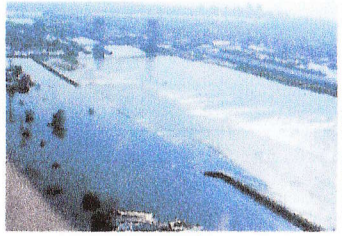

浸水写真

石油タンクの被災状況
出典：http://www.katrinadestruction.com

石油コンビナート地帯（四日市市）の概要

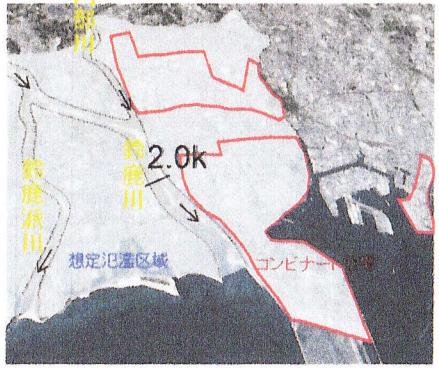

石油コンビナート地帯と浸水想定区域

■昭和石油、三菱化学等の国内有数の石油化学関連の企業が集積し、石油の生産量は全国シェアの40～50%
■四日市市の製造品出荷額は、豊田市、名古屋市に次ぐ県内第3位
■鈴鹿川の左岸2.0kで破堤すると仮定した氾濫シミュレーションでは、最大で約3m程度の浸水が発生すると推計
■氾濫等により企業の操業が停止した場合、日本経済に与える影響は甚大

防災に対する基本的な方針

■災害の特殊性に鑑み、災害から国民の生命及び財産等を保護することを目的に、「石油コンビナート等災害防止法」が制定
■法第2条に基づき、当該区域が「石油コンビナート等特別防災区域」に指定され（全国86地区）、災害の発生、拡大の防止等のための必要な措置を講ずることを規定
■また、法第27条では特別防災区域が所在する都道府県に、「石油コンビナート等防災本部」を置くこととされ、「石油コンビナート等防災計画」を作成を義務付け

災害の発生及び拡大の防止に向けた取組み

事　業　者

■個別事業者ごとの自衛防災組織、四日市臨海地区事業所37社による「四日市コンビナート地域防災協議会」を設置
■各事業者において、地震・津波への対応を主眼として、石油タンクの浮き上がり防止、石油の流出拡大防止のための防油堤の設置などを実施。また、事業者共同では、防災訓練の実施など、災害の発生・拡大の防止に向けた取組みを実施

国及び地方公共団体等

■「三重県石油コンビナート等防災本部」を設置し、「三重県石油コンビナート等防災計画」を策定
■防災計画には、防災体制の確立、災害の予防、災害が発生した場合の応急対策について、国、県等の行政機関や特定事業者が処理すべき事務や業務を規定（主に地震・津波への対応を規定）

（課題）
■上記対策は地震・津波への対策として重点的に行われており、河川氾濫による浸水に対する危機管理対応の検討は不十分

河川管理者としての今後の対応

■石油コンビナート等防災本部会議などにおいて、河川氾濫による浸水被害の危険性についても情報提供を行い、防災に向けた取組みを働きかける
■洪水氾濫等による災害や石油コンビナートの被災による危険物質の流出など重大な二次災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備や維持管理に努める